

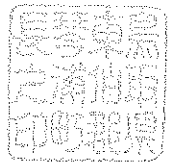
受総第157号

令和3年6月23日

琴浦町監査委員 稲田 裕司 様

同 桑本 始 様

琴浦町長 小松 弘明



令和2年度下半期分定期監査報告書における報告事項について(回答)

令和3年5月10日付発監第4号で提出を受けました定期監査報告書にて意見等のありました事項については、別紙のとおり対応を検討しています。

定期監査報告書に対する回答

注意事項・指示事項	担当部署	回答(対応方針)
(1) 委託費に係る随意契約について	総務課(施設管理室、財務監理室)	委託費に関しては、参考見積書を徴収し随意契約を行う場合が多いが、担当課及び施設管理室により内容を精査し、起案を行っている。今後も精査を継続し、適切な契約事務を行うよう努める。長期継続契約についても効率化が可能か検討を行い、経費削減に努める。
(2) 施設管理について	総務課(行政総務室、施設管理室) 社会教育課	分庁舎夜間宿直及び農業者トレーニングセンターの管理については、施設管理効率化を主な目的に廃止した。導入時には広報、使用団体への説明等の周知を図り円滑な導入に努めた。 農業者トレーニングセンターの管理人不在による施設の予約、鍵の受け渡しについては、リモートによるロックやキーボックス等により利便性が向上する方法を検討している。 健康づくり・健康寿命延伸活動についても、体育施設全体の管理体制の効率化と並行して実施している。
(3) 道の駅ポート赤碕周辺の活性化について	商工観光課 総務課(施設管理室)	ポート赤碕の空きテナントについては、4月に公募を行い、7月から新店舗の営業開始が決定した。 また、たこ公園についても令和4年度にリニューアル工事を予定している。今年度は設計業務を発注しており、町民参加型のワークショップを開催する。 このような取組みを通じ、ポート赤碕一帯の活性化を図っていく。
(4) 新型コロナウイルスの影響による困窮者支援について	商工観光課 福祉あんしん課	新型コロナウイルスの影響が長期化していることから、今年度も地元商店を支援する応援券などの事業に取り組むことを計画している。今後も常に事業者の声を聞き、状況を確認しながら、国・県と一体となって事業者の支援を行っていく。 また、低所得の子育て世帯への支援として、子ども1人当たり5万円を生活支援特別給付金として支給する事業を4月から実施している。 生活困窮者対策は、生活福祉資金貸付の延長貸付にあたり、しごとプラザ琴浦等の関係機関と連携し、これまでの職業とは別の新たな職探し・職業訓練を提案するなど自立に向けた支援を継続して行っていく。 令和3年度は、新たに社会福祉協議会に何でも相談できる窓口を設置し、生活課題を抱える多くの町民が気軽に相談・支援が受けられるように体制を整備している。
(5) 債権管理体制の強化について	税務課 子育て応援課 福祉あんしん課 すこやか健康課 商工観光課 建設住宅課 上下水道課 教育総務課 人権・同和教育課	各債権管理部署においては、有している債権の把握はもちろん、徴収事務の執行に積極的に取り組み、適正な手続のもと徴収に努める。 現年度の債権を100%徴収できている部署もあり、効果的な徴収方法の検証とスキルの共有により、全体の徴収率の向上を図る。 また、適正な債権管理を行うため債権管理条例の検討を行うとともに、組織体制の見直しも含め、より効率的な債権管理が実施できる体制整備を進めていく。